

**令和7年度和気鶴飼谷温泉
売店改修及びレストラン設備備品調達業務 仕様書**

1. 業務名

「令和7年度和気鶴飼谷温泉売店改修及びレストラン設備備品調達業務」

2. 目的

「令和7年度和気鶴飼谷温泉売店改修及びレストラン設備備品調達業務」（以下、「本業務」という）の実施にあたり、本仕様書において当該業務に関する内容を定める。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

ただし、売店の運用開始については令和7年1月1日を想定するものとする。

4. 提案限度額

上限は18,810,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 業務場所

岡山県和気郡和気町益原666-1

和気鶴飼谷温泉内 2F売店及び2Fレストラン

6. 業務内容

(1) 2F売店の内装工事に関する設計及び施工

① 改修計画の作成

・各設備、什器、サイン等の計画を含む改修コンセプト案及び計画図等を記載した計画書を作成する。

② 改修工事の実施

・①で作成した改修計画に基づき、改修工事を実施する。

③ 改修工事の管理

・②の改修工事に対して、品質管理及び工程管理を行う。

(2) 2Fレストラン備品の更新

① 調達計画書の作成

・納品計画書を作成

以下調達品リストに基づいて、備品を選定し、納品計画書を作成する。

アイテム	規 格	必要数量
客席間仕切り用 パーテーション	W1600～1800×H1200～1800	4 台
客席テーブル	W1400×D900×H700 W900×D900×H700	2 0 台 6 台
客席椅子	新規購入ではなく、補修対応とする ブランド：天童木工 カラー：ブラウン サイズ：床から背面上部まで 1100×座面（400×400）×床から座面まで 450 ※詳しくは資料③ 2F レストラン 現行客席椅子を参照	9 6 脚
カーテン	① W5300×H2700 W5000×H2700 ② W4500×H2700 ③ W5500×H2700 ※①～③の配置は資料④ 2F レストラン カーテン配置図を参照	1 枚 1 枚 2 枚 2 枚
キッズチェア	客席テーブルに最適なもの	1 0 台

※サイズはすべて mm

※カーテンの種類についても検討の上提案のこと

・フロアレイアウト図面を作成

①に記載の調達備品の設置案を盛り込んだ新たなフロアレイアウト図面を作成する。

② 調達計画書に基づいた備品の納品

・①調達計画書及びフロアレイアウト図面に基づき、備品の納品を行う。

(3) 来館者のさらなる拡大と魅力ある売場維持を図る誘客促進施策

① 実施計画書の作成

・実施内容、時期、期待できる効果を含めた実施計画書を作成する。

② 実施計画書に基づいた施策の実施

・①で作成した実施計画書に基づき、施策を実施する。

7. 要求水準

(1) 2F 売店の内装工事に関する設計及び施工

① 改修計画の作成

ア 施設のコンセプトやこれまでの歴史は尊重しながらも、新しい発想で魅力ある、

オリジナル性、話題性のある店舗デザインを考えること。

イ 照明は売店の雰囲気やブランドイメージに合った明るさ・色温度・配置を工夫し、顧客の回遊性と購買意欲を高める機材や配置を工夫すること。

ウ 床材・壁材はデザイン性だけでなく、耐久性や清掃性を兼ね備えた素材にすること。

エ 什器は店舗コンセプトや売店の雰囲気との整合性があり、商品の視認性や訴求力の高いもの。また、長期間使用を前提とした耐久性や清掃性を兼ね備えた素材にすること。

なお、用途やレイアウトを変更して使用することができるように、可動式のものを採用すること。

オ なお、既設什器を再利用しても構わない。但し、既設のものをそのまま使用しないこと。(修繕・加工・リメイク等を施すこと)

② 改修工事の実施

ア 改修工事の実施にあたって、施工内容、期間など事前に本町と協議すること。

イ 上記①の改修計画に基づき、改修工事を実施すること。

ウ 改修工事は、営業時間中に実施をする場合は、仮囲い設置を行うなど、来館者に影響がないよう十分に配慮すること。なお、施設管理者が指定する日はその限りではない。

エ 騒音及び振動を伴う作業については、来館者に影響のない時間帯とする。また、作業・運搬を行う際は通行人に十分な配慮を行うこと。

オ 運搬は経路を本町と協議のうえ、床養生を施して行うこと。

カ 各作業時に周辺施設、床等を汚さないよう、適切な養生を行うこと。

キ 毎回の作業終了時は、周辺の清掃を行うこと。

③ 改修工事の管理

ア 上記②にあたっては、限られた時間の中での実施となることから、効率的な施工計画を策定すること。

イ 施工計画には、全体の業務行程、実施体制、作業概要等を示すこととし、実施体制には、組織体制及び業務責任者、各業務担当者等の名簿を記載すること。

④ その他

ア レイアウト、什器、備品等それぞれが相乗効果を発揮することで、統一感ある質の高い空間整備を行い、来館者の利便性や売場の魅力が向上に寄与する改修とすること。

イ 提案内容については、協議により変更することができるものとする。

ウ 工事において不要となった既設什器等を処分すること。ただし、本町の指示により転用可能なものは除く。

エ 工事に伴い発生した解体材、残材等は、法に基づき適切に処分すること。

(2) 2F レストラン備品の更新

① 調達計画書の作成

- ア パーテーションは宿泊者と食事のみを行うゲスト顧客を間仕切るため。また、宿泊者グループ同士を間仕切る目的に導入する。
- イ パーテーションは、デザイン性だけでなく、レストランスタッフの給仕の妨げとならないよう、目隠し面のデザインや素材に配慮すること。
- ウ 客席テーブルは規格の2種類のサイズで、単独使用や組み合わせて使用できるものを採用すること。また、椅子と合う、デザインやカラーを採用すること。
- エ 客席椅子は新調せず、既存の椅子を補修して利用できるようにすること。
作業内容は、座面の貼替、座面以外の木部の摩耗や塗装の剥離等、軽微な損傷箇所の補修・タッチアップとする。
なお、対象の100脚は通常営業に支障が出ないよう、分割回収・分納を計画すること。

② 調達計画書に基づいた備品の納品

受託者は、本業務の進め方について、本町と密に協議、連絡調整のうえ、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 来館者のさらなる拡大と魅力ある売場維持を図る誘客促進施策

① 実施計画書の作成

- ア 改修や備品の更新によって、生まれ変わった新しい施設へ顧客を誘客する施策や、魅力ある施設を職員自らが維持・運用できる施策の提案を求める。
- イ 提案施策は自由とする。(例：研修・各種広報素材(HP・チラシ・動画・SNS)イベント等)
- ウ 実施計画書には、施策内容・対象者・使用方法・成果物及び納品時期等を記載すること。

② 実施計画書に基づいた施策の実施

受託者は、本業務の進め方について、本町と密に協議、連絡調整のうえ、適切なスケジュール管理を行うこと

8. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については、本町と協議し、実施すること。
- (2) 業務従事者(以下「従事者」という。)の名簿を事前に本町に提出すること。また、異動のあるときも同様とする。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

- (4) 業務委託の実施にあたっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利含む。）は、全て本町に属するものとする。本町は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。
- (6) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (7) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (9) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (10) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、本町、受託者協議の上、解決するものとする。
- (11) 本町は、本業務を実施する上で必要な資料を受託者に貸与するものとし、受託者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること。